第１章
計画の趣旨

第１章では、国や愛知県、本市の子ども･子育てを取り巻く状況の変化など、計画策定の背景を整理しています。また、計画の位置づけや対象、期間といった基本的な事項について整理しています。

1　計画策定の背景

①　国・愛知県の動き

【子どもの権利に関すること】

○平成６年４月、日本は、18 歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的とした「児童の権利に関する条約（平成元年 11 月、国連総会で採択）」を批准しました。

○平成 12 年５月、児童虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見・防止、また、児童虐待を受けた児童の保護、自立の支援などを目的とした「児童虐待の防止等に関する法律」が公布されました。

○平成 25 年６月、いじめの防止等の対策を総合的・効果的に推進するため、「いじめ防止対策推進法」が公布されました。

○平成 25 年６月、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備や子どもの貧困対策の基本となる事項を定め、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が公布、平成 26 年８月には、同法に基づき「子供の貧困対策に関する大綱」が定められました。同法は令和元年６月に改正され、市町村は子どもの貧困対策計画の策定を努めるものとされました。

○平成 26 年４月、ひとり親家庭への支援施策を強化し、子どもの貧困対策にも資することを目的として、「母子及び寡婦福祉法」が改正され、名称も「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改められました。

○平成 28 年６月、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、「児童福祉法」の改正が公布され、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化などが定められました。

○愛知県では、平成 26 年３月、「愛知県子どもを虐待から守る条例」を制定しました。

○また、平成 28 年 12 月、生活困窮世帯の子どもの生活実態を把握するため、県内全域を対象として「愛知子ども調査」を実施しました。その調査結果を踏まえ、平成 29 年９月、有識者による「愛知県子どもの貧困対策検討会議」から子どもの貧困対策を推進するための具体的な方向性を示した「子どもが輝く未来に向けた提言」が提出されました。

【少子化対策、子ども・子育て支援に関すること】

○平成 15 年７月、急速な少子化の進行等を背景に、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境の整備を図ることを目的として「次世代育成支援対策推進法」が公布され、10 年間の集中的・計画的な取組を推進することが定められました。同法は、平成 26 年４月の改正により、令和７年３月 31 日まで延長されています。

○平成 24 年８月、子ども・子育てをめぐる、少子化、子育て家庭の孤立化、待機児童などの課題に対応するため、「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。そして、同法に基づき、平成 27 年４月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。新制度では、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、地域の子育て支援の充実等が行われています。

○令和元年 10 月、幼児教育・保育の無償化が始まりました。

【子ども・若者育成支援に関すること】

○平成 22 年４月ニートやひきこもり、不登校といった子ども・若者の抱える問題の深刻化や、有害情報の氾濫などといった子どもや若者をめぐる環境の悪化を背景に、子ども・若者が健やかに育成し、社会生活を円滑に営むことができることを目的として、「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。また、同年７月には、同法に基づく大綱として「子ども・若者ビジョン」が定められました。

② 本市の動き

○平成 19 年 10 月、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、「豊田市子ども条例」を制定しました。

○平成 22 年 3 月、「豊田市子ども総合計画（新・とよた子どもスマイルプラン）」を策定し、妊娠・出産から子どもの自立までの一連の過程を切れ目なく、そして、社会全体で子どもを育て、子育てを支える施策に取り組んできました。

○平成 27 年 3 月、子ども総合計画の見直しを行い、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境の整備及び青少年を支援する体制の整備を目的に、国の「子ども・子育て支援新制度」にも対応した「第 2 次豊田市子ども総合計画」を策定しました。

ー　豊田市子ども条例　前文　ー

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが独立した人格を持つかけがえのない存在であり、自らの力で未来を切りひらく主体です。このため、子どもの心と体が大切にされなければなりません。子どもと子ども、子どもと大人とが、育ち合い、学び合う関係の中で、発達が保障され、社会と文化の創造に参加する機会が与えられなければなりません。

大人は、子どもとふれあい、子どもの声を聴き、子どもと共に生きることによって、喜びと夢を分かち合うことができます。子どもは、地域の宝であり、社会の宝です。保護者や、子どもにかかわる仕事や活動に従事する大人だけでなく、すべての市民が子どもに対する責任を負っています。このため、社会全体で、子どもと直接向き合う大人への支援と子どもが育つ環境づくりを進めなければなりません。

子どもにやさしいまちは、すべての人にとってやさしいまちになります。子どもが夢をかなえることができるまちは、すべての人にとって希望のあふれるまちになります。私たちは、子どもと大人が手をつなぎ、子どもにやさしいまちづくりをめざします。

③「第 3 次豊田市子ども総合計画」策定にあたって

このような状況を踏まえ、本市の子どもたちの未来を見据え、新たな課題にも対応した「子どもの目線に立った総合計画」として、「第 3 次豊田市子ども総合計画」を策定します。

また、本計画策定にあたっては、「豊田市子ども総合計画」の基本理念である『子ども・親・地域が育ち合う　子どもたちの笑顔が輝くまち豊田』を継承するとともに、その実現に向けて、「子育ち」「親育ち」への支援に加え、地域も含めて「育ち合う」関係を構築し、子どもにやさしいまちづくりを共働で推進していくことを目指します。

2 計画の位置づけ

本計画は、豊田市子ども条例第 27 条に基づき、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを総合的かつ計画的に進めることを目的とした「豊田市子ども総合計画」です。

また、本市のまちづくりの基本となる上位計画である「第８次豊田市総合計画」や、その他関連計画とも整合を図り策定しています。

さらに、本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけるとともに、以下の法律等に基づく計画としても位置づけます。

＜上位計画＞
第８次豊田市総合計画

＜関連計画＞
第３次豊田市教育行政計画
第４次とよた男女共同参画プラン
第２次豊田市地域福祉計画　　等

＜社会動向＞
子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年）
児童福祉法の改正（平成 28 年）

整合

第３次豊田市子ども総合計画

○豊田市子ども条例に基づく**「豊田市子ども総合計画」**
○子ども・子育て支援法に基づく**「市町村子ども・子育て支援事業計画」**
○次世代育成支援対策推進法に基づく**「市町村行動計画」**
○子ども・若者育成支援推進法に基づく**「市町村子ども・若者計画」**
○母子保健計画策定指針に基づく**「母子保健計画」**
○母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく**「自立促進計画」**
○子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく
「市町村における子どもの貧困対策についての計画」

3 計画の対象

本計画は、妊娠期を含めた０歳からおおむね 20 歳代までの子ども及び青少年並びにその子どもや青少年を養育する家庭を対象とします。ただし、施策の内容によっては、30 歳代までの若者も含みます。

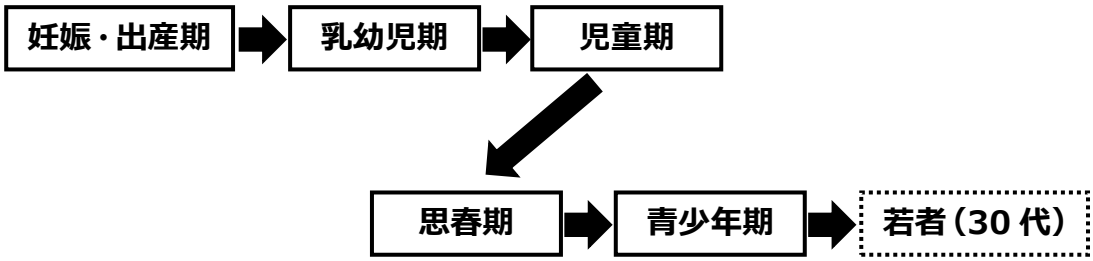

また、本計画は子どもの育ちや子育てを支援することを重視しており、子どもに関わる分野のうち、「学校教育」「文化」「スポーツ」などの教育行政に関する分野については、「第３次豊田市教育行政計画」で対応しています。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和２年度から令和６年度までの５か年とします。計画期間中、毎年度、事業の実施状況を確認するとともに、最終年度である令和６年度には計画の達成状況の確認を行います。